

令和3年度 2月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年2月28日(月) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第52号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第53号	特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について
議案第54号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第55号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、2月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、全員出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、14番、渡邊正行委員、15番、渡部藤四夫委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第55号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた3ページの総括表をご覧ください。</p> <p>2月総会における許可案件は、坂井輪地区、3条許可1件、内野地区、3条許可1件、赤塚地区、3条許可2件、黒埼地区、3条許可1件、5条許可1件、特定農地貸付1件、全地区合計7件です。 それでは、議案を説明します。</p> <p>追加議案1ページ、議案第55号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和4年2月22日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第1地域赤塚地区です。</p> <p>1号、所在は西区赤塚で畑2筆、1,170㎡を売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>2号、所在は西区木山で畑1筆、246㎡を売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p>

<p>議 長</p> <p>第 1 地域調査委員長 (6 番)</p>	<p>第 1 地域内野地区です。</p> <p>3 号、所在は西区内野で田 1 3 筆、1 1, 1 6 2 m²を後継者に贈与する案件です。</p> <p>第 1 地域坂井輪地区です。</p> <p>4 号、所在は西区小新で田 4 筆、1, 0 0 0 m²を後継者に贈与する案件です。</p> <p>第 2 地域黒埼地区です。</p> <p>5 号、所在は西区黒鳥で田 1 筆、4 3 3 m²を売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>なお 1 号、2 号及び 5 号は、調査委員会に付されています。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 5 5 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、2 件です。</p> <p>1 号は赤塚地区です。2 月 1 7 日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第 3 条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>次に 2 号は赤塚地区です。2 月 1 7 日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第 3 条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認</p>
---	---

<p>第2地域調査委員長 (4番)</p>	<p>しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p> <p>調査案件は、議案第55号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>5号、黒埼地区です。2月17日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第55号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第55号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第55号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第52号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>5 ページ、議案第 5 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第 2 地域、黒埼地区です。1 号、所在は西区金巻で、畑 2 筆、2 0 0 m²を、売買により、個人住宅建設敷地とする案件です。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>なお、本案件は調査委員会に付されています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第 2 地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第 2 地域調査委員長 (4 番)</p>	<p>調査案件は、議案第 5 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、1 件です。</p> <p>1 号、黒埼地区です。2 月 1 7 日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第 3 種農地で、農地転用許可基準エー (ア) - a - (a) 「水道管、下水道又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路 (バイパス・高速および農業用道路は除く) の沿道の区域で、5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び第 2 地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p>

	<p>議案第52号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第52号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第52号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第53号、特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第53号、特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第2地域黒埼地区です。1号、所在は西区立仏で、畑4筆、2、897㎡を市民農園とする案件です。</p> <p>市民農園の開設者は農地所有者で、特定農地貸付法により新潟市長と貸付協定を締結し開設するものです。運営は農園開設者から委託を受けた運営会社が営農指導も含め、行うこととしています</p> <p>なお、本案件は調査委員会に付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長 (4番)	<p>調査案件は、議案第53号、特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>1号は黒埼地区立仏で、畑4筆、2、897㎡を特定農地貸付法に規定する市民農園として開設する案件です。</p> <p>市民農園開設の委託を受けた代理人から事情聴取しました。</p> <p>申請地は、元々、市が管理する市民農園でしたが、平成29年3月末を以って閉園しました。その後、現在の土地所有者が管理を行っていましたが、農地の耕作管理に困っていたところ、市民農園の開設を手助けする会社があることを知りました。</p> <p>農園の管理運営を委託するメリットは、入園者との仲介・調整を代行してもらえること、また市との農園開設にかかる手続きを行ってもらえること、かつ農地のまま有効活用できることでした。</p> <p>この代理人が西区で市民農園を開設するのは6箇所目で、運営に関わっている市民農園の入園率は5割以上の実績があり、東区、中央区、</p>

	<p>江南区でも同様の市民農園を開設しているとのことでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に入り、地元委員から、申請地は通学路に接していることから、車等でお越しの農園利用者に対して、通学する児童に十分注意するよう伝えてほしいこと、近隣農家への被害防除などに配慮すること、そして地元自治会との意見交換を積極的に行うことなどの要望が出され、代理人も了承しました。</p> <p>本申請は、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」の規定に基づき、申請書の内容を確認し、要件に該当することから、参集委員により協議した結果、承認することに問題はないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
15番	<p>市民農園が30区画できる計画となっていますが、駐車場はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>駐車場は2a未満の届け出により、当該農地の中で6台分用意する計画となっています。</p>
議 長	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第53号、特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第53号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第54号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの</p>

	<p>総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、新規の賃貸借権設定、6年のものが4件、10年のものが8件、新規の所有権移転、売買が2件、交換の申出はありません。更新の賃貸借権設定3年のものが1件、10年のものが3件、移転の賃貸借権設定、6年のものが1件、10年のものが4件、全地区合計23件です。</p> <p>中段の農地中間管理事業は、新規及び更新の賃貸借権設定、10年のものが54件、全地区合計54件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>7ページ、議案第54号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>8ページは新規分、9ページは更新分、10ページは合計の地区別実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区6件、面積は29,581㎡、内野地区3件、面積は5,491㎡、黒埼地区8件、面積は49,258㎡、四ツ郷屋地区1件、面積は4,184㎡、全地区合計18件、面積は88,514㎡です。</p> <p>11ページ、提案文です。</p> <p>「議案第54号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和4年2月28日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降、11ページから15ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に17ページ、農地中間管理機構が、農地を借り受けるものです。17ページは新規分、18ページは合計の中間管理事業の地区別実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区9件、面積は26,446㎡、中野小屋地区19件、面積は63,939㎡、坂井輪地区20件、面積は100,472㎡、黒埼地区6件、面積は14,350㎡、以上、全地区合計54件、面積は205,207㎡です。</p> <p>19ページから29ページまでが新規分の内訳です。</p> <p>30ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和4年3月14日です。</p> <p>以上です。</p>
--	--

議 長	<p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第54号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第54号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業の利用配分計画は、新規の賃貸借権設定10年のものが54件、更新分はありません。移転分は3年のもの41件、6年のもの2件、10年のもの10件、全地区合計107件です。</p> <p>31ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。31ページが新規分の地区別実績表です。次の32ページが合計の実績表となります。地区別合計のみ読み上げます。赤塚地区9件、面積は26,446㎡、中野小屋地区19件、面積は63,939㎡、坂井輪地区20件、面積は100,472㎡、黒埼地区6件、面積は14,350㎡、以上、全地区合計54件、面積は205,207㎡です。</p> <p>32ページから43ページまでが新規分の契約内容です。</p> <p>地区別実績表に含まれない中間管理権移転分は、44ページから</p>

事務局	<p>54ページまでがその内訳となっています。</p> <p>なお中間管理権にかかる県公告は、令和4年4月26日です。以上です。</p> <p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計41件です。</p> <p>55ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>2件取下げ後、全地区合計22件、田合計94筆、79,986㎡の解約を受理しました。</p> <p>61ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計3件、田畑合計51筆、41,072㎡の相続による届出を受理しました。なお、1号については、農業委員会による農地売却等あっせんの希望を予定しています。</p> <p>62ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計2件、田・畑合計44筆、31,501.08㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>63ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計9件、畑合計13筆、3,470㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>66ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったものは3件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地、一部農地としてそれぞれ回答しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p>

<p>第2地域調査委員長 (4番)</p>	<p>次に、2月16日に農地部会が開催されましたので、農地部会長から会議内容の報告を受けます。</p> <p>2月16日に農地部会を開催したので、報告します。 出席委員は、農業委員、推進委員あわせて13名でした。 協議事項は、違反転用是正の進捗状況及び違反転用者に対する今後の対応についてです。</p> <p>令和2年度末現在の西区全体の違反転用件数は20件で、面積は31,109㎡でした。</p> <p>令和3年度中の増減は、違反転用が解消した件数6件、面積10,913㎡、新規に発見した違反転用件数7件、面積8,655㎡で、令和3年度末現在の違反転用件数は21件、面積は28,851㎡、前年比マイナス7.3%となりました。</p> <p>また今年度の違反転用者に対する是正措置は、口頭指導と文書指導とし、全ての違反転用者に対して、いずれかの対応をしました。文書指導は違反転用者に是正文書を発送し、今後の改善計画を添付した回答を求めました。</p> <p>今回の部会ではこの改善計画などをもとに、今後の違反転用者に対する対応を協議しました。担当委員から現在の状況の報告があり、違反転用の勧告に従わない原因・理由の把握を共有しました。</p> <p>事案によっては、違反状態が解消されず、長期間継続しています。またその間に違反転用者の倒産や所在不明等が生じることもあり、違反状態の解消がますます困難となります。</p> <p>農業委員会は、地区担当委員の違反転用事案の確認など日々の活動を通じて、異常にいち早く気づき、早期に是正することが、優良農地を保全する観点から重要であることを確認しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>67ページ、3月、4月の業務日程です。 はじめに3月の業務日程です。</p> <p>16日、水曜日、午後3時から、農政振興部会を区役所3階303会議室で開催します。農政振興部会員のほか、会長、会長職務代理者から出席いただきます。</p> <p>23日、水曜日、午後1時30分から、一般社団法人新潟県農業会議第131回通常総会が中央区で開催されます。会長が出席されます。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 渡 邊 正 行

署名委員 渡 部 藤四夫